

本日5月26日(火)調布市より、保育園及び保護者宛に「6月以降の市内認可保育施設の対応について」の文書が届きましたので、下記にお知らせいたします。

文書内容をご確認いただき、各ご家庭で準備、ご対応のほどよろしくお願いいたします。また文書に記載の「保育園利用申請書(6月1日～30日)は、本日26日に園より発送します園だよりの中に、今回の文書と合わせて入れております。また、調布市ホームページからもダウンロードできますのでご利用下さい。申請書の提出期限が5月30日(土)までとなっておりますが、提出が間に合わない方は保育園までご連絡下さい。引き続きご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

調布城山保育園

2調子保発第550006号

令和2年5月25日

保護者各位

調布市長 長 友 貴 樹

6月以降の市内認可保育施設の対応について

保護者の皆様には、この間、新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休園等の措置に、御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

この度、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、5月31日で臨時休園を終了することとします。今後、東京都は段階的に休業要請を緩和していくとしており、これに伴い保育ニーズも増えることから、6月から保育園の運営を再開することとします。ただし、国や東京都からは緊急事態宣言が解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底を継続する必要がある旨などが示されていることから、6月30日までの間は、保護者が仕事を休まれる等で家庭での保育が可能な方には、家庭での保育の協力をお願いします。

なお、市内保育施設では、感染リスクを減らすための対応を日々行って参りますが、感染リスクが高まるなど、状況に変化が生じた場合は、再度臨時休園等の措置を取らざるを得ないこともありますので、御理解、御協力をお願いします。

引き続き、保護者の皆様におかれましては、体調管理及び感染症対策を徹底していただくとともに、お子様の体調が少しでも悪い場合は、保育園をお休みしていただくよう御協力をお願いします。

記

1 保育園利用申請

給食食材等の準備の観点から、この間の保育園の利用予定について、別紙「保育園利用申請書(6月1日～30日)」によって、5月30日(土)までに在籍園にお伝えください。7月以降の対応については、感染状況を考慮し、改めてお知らせします。

2 保育料・給食費(副食費)

6月分の保育料については、お休みした日数に応じて減額します。給食費(副食費)については、在籍園に御確認ください。

担当：調布市子ども生活部保育課

電話：042-481-7132・7133